

## 令和7年度 大田区統計調査事務補助員（令和7年7月1日採用）募集案内

大田区統計調査事務補助員は、臨時的・一時的に発生する業務を担う職になります。  
 そのため、採用選考は業務の発生に応じて実施することになります。選考については、以下「3  
 選考方法等」のとおり実施します。

### 1 勤務条件等

職の位置づけ	地方公務員法第 22 条の2第1項第1号に定める会計年度任用職員の職となります。
職務内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・調査関係書類の審査及び補完並びに集計の補助に関すること。</li> <li>・調査関係書類その他調査関係用品の整理及び梱包並びに廃棄に関すること。</li> <li>・統計調査員（統計調査指導員を含む）及びその他の調査関係者が提出した誓約書及びアンケート等の点検及び補完並びに集計の補助に関すること。</li> <li>・その他、戸籍住民課長が認めた事項に関すること（電話・窓口の問い合わせ及び国勢調査の広報に関すること）。</li> </ul>
募集人数	4名
任用期間	令和7年7月1日から令和7年9月30日まで （注）当職に在職する者を対象とした次の年度（任用期間）の職の採用選考は行いません。
勤務場所	大田区役所本庁舎（大田区蒲田5丁目13番14号） （注）敷地内は禁煙です。
勤務時間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1日6時間・週4日（週 24時間）</li> <li>・原則、9時から16時まで（休憩時間 60 分）</li> <li>（注）所定労働時間を超える勤務はありません。</li> </ul>
休日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、月曜日、土曜日及び日曜日</li> <li>・上記の週休日に加え、以下が休日となります。</li> <li>① 国民の祝日に関する法律に規定する休日</li> <li>② 国の行事が行われる日で規則で定める日</li> </ul>
休暇	<ul style="list-style-type: none"> <li>年次有給休暇の付与はありません。</li> <li>慶弔休暇等の特別休暇が付与されます。</li> <li>（注）各休暇等の付与については、会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和元年規則第 41 号）及び職員の育児休業等に関する条例施行規則（平成4年規則第 38 号）によります。</li> </ul>
報酬額	令和7年度 日額 8,157 円（翌月実績払い）
諸手当	通勤手当相当額が支給されます。
社会保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>健康保険 適用あり</li> <li>厚生年金 適用あり</li> <li>雇用保険 適用あり</li> </ul>

公務災害	区の非常勤職員の公務災害補償制度が適用されます。
服 務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方公務員法の分限・懲戒及び服務に関する規定が適用されます。</li> <li>・営利企業への従事等の制限の対象からは除外されており、兼業することができます。兼業の際は届出が必要です。</li> </ul> <p>(注) 大田区の他の会計年度任用職員の職との兼業はできません。</p>

(注) 記載されている報酬額等については、令和7年度の予算編成に関する議決を経て確定すること、また、特別区人事委員会勧告等の状況により、報酬額を含む勤務条件等に変更が生じる可能性があることにご留意ください。

## 2 受験資格

応募にあたり、特別な資格等は必要ありませんが、地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する方は受験できません。

### 【参考】地方公務員法第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(注) 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)は受験できません。

## 3 選考方法等

### (1) 採用までの流れ

ア 申込み(令和7年4月21日(月)必着)

申込書兼履歴書を自筆により記入のうえ、「4 申込方法」のとおり提出してください。

イ 日程調整(4月下旬)

面接の日時等詳細を郵送にて通知します。

ウ 選考(5月上旬)

書類選考(作文)及び面接選考を行い、総合的に判定します。

エ 合否結果の通知(5月中旬から下旬)

面接選考の受験者に対して合否の結果について通知します。

### (2) 選考について

筆記(作文)	<p>【課題】「あなたが有している知識や経験等を、どのように統計調査事務補助員として活かせるか。」</p> <p>(注) 自筆により記述してください。文字数制限はありません。</p>
--------	---

面接	<p>【面接日】5月7日(水)から5月12日(月)までの間の指定された日</p> <p>【場所】蒲燃第3ビル8階会議室(予定)</p> <p>(注) 申込書に面接の希望日程の選択欄がありますので、必ずご記入ください。</p> <p>(注) 土・日・祝日は除きます。</p> <p>(注) 蒲燃第3ビルは大田区役所本庁舎の向かいにある建物です。</p>
----	---

### (3) 判断基準

筆記(作文)及び面接における判定の基準は、以下のとおりです。

#### 【筆記(作文)】

問題意識	職務に当たる視点で状況認識ができているか。問題意識に幅広さや深さが感じられるか。
論理性	記述内容に説得力があるか。論理に幅広さや深さが感じられるか。
正確性	課題の意図を読み取れているか。誤字なく丁寧に書かれているか。

#### 【面接】

知識及び技能	知識及び技能が職務上必要な水準に達しているか。
積極性	意欲を持って職務に当たることができるか。
勤勉性	真面目にかつ熱心に職務に当たることができるか。

## 4 申込方法

### (1) 提出書類

<p>大田区統計調査事務補助員採用選考申込書兼履歴書(両面印刷でも片面ずつ印刷でも可)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込書兼履歴書は、区民部戸籍住民課統計調査担当(大田区役所6階24番窓口)で配布します。また、区ホームページからもダウンロードできます。</li> <li>・記入にあたっては、「申込みにあたっての注意」をよく読んでください。</li> <li>・合格発表後、申込書兼履歴書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。</li> </ul>
---

### (2) 提出方法

提出書類を入れた封筒の表に「統計調査事務補助員採用選考申込」と朱書きし、封筒の裏に差出人の住所・氏名を明記のうえ、以下の申込先に郵送または持参してください。

郵送の場合は、簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。(土・日・祝日は受け付けていません。)

### (3) 申込先

〒144-8621 大田区蒲田5丁目13番14号(大田区役所6階24番窓口)

大田区区民部戸籍住民課統計調査担当

(注) 提出書類は返却いたしません。予めご了承ください。

### (4) 申込期限

令和7年4月21日(月)必着

## 5 個人情報の取扱いについて

個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び大田区個人情報の保護に関する法律施行条例による適正管理を行っています。大田区では、提出された関係書類やそれに基づき作成した資料等を採用選考及び採用事務にのみ使用し、厳重に管理するとともに、特別区人事委員会等の採用関係機関以外の第三者には提供いたしません。また、規定の保存年限経過後には適切な方法で廃棄しています。

## 6 その他

合格発表後、申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。

# 大田区役所案内図

JR京浜東北線

東急多摩川線・池上線

「蒲田駅」東口から徒歩 約1分

京浜急行線

「京急蒲田駅」西口から徒歩 約10分



## 《申込先・問合せ》

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区区民部戸籍住民課統計調査担当(本庁舎6階南側 24 番窓口)

電話 03-5744-1186 FAX 03-5744-1528

HP アドレス <https://www.city.ota.tokyo.jp/>